

|                |    |    |     |
|----------------|----|----|-----|
| 務              | 00 | 01 | 3 年 |
| (令和10年3月末まで保存) |    |    |     |
| (令和10年3月末まで有効) |    |    |     |

警 務 第 3 7 4 号  
令 和 7 年 2 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

公示業務管理制度実施要領の制定について

見出しのことについては、「公示業務管理制度実施要領の改正について」（令和4年3月23日付け警務第428号）により運用してきたところであるが、引き続き、令和7年4月1日から別添のとおり運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

本件担当 警務課企画係

別添

## 公 示 業 務 管 理 制 度 実 施 要 領

### 第1 目的

この要領は、県公安委員会及び県警察本部長が、法令等を根拠として、一定の事項を公示する場合において、公示に関する業務(以下「公示業務」という。)の適正な履行を徹底するため、公示業務を所管する警察本部内所属(以下「公示業務所管課」という。)と文書審査に関する庶務を所掌する警務部警務課(以下「警務課」という。)における事務要領を定め、もって適正かつ円滑な公示業務を推進することを目的とする。

### 第2 公示業務正担当責任者

- 1 公示業務所管課に公示業務正担当責任者(以下「正責任者」という。)を置き、所属長が指定する課長補佐等をもって充てる。
- 2 正責任者は、所属における公示業務に関する必要な事務を処理するものとする。

### 第3 公示業務副担当責任者

- 1 公示業務所管課に公示業務副担当責任者(以下「副責任者」という。)を置き、所属長が指定する係長等をもって充てる。
- 2 副責任者は、正責任者を補佐するものとする。

### 第4 公示業務一覧表

- 1 所属長は、所管する公示業務について、公示業務一覧表(別記様式第1号)を作成するものとする。
- 2 所属長は、公示業務一覧表により公示業務を把握し、公示業務が適切に処理されているか管理するとともに、根拠法令等の施行、改正又は廃止により公示業務に変更がないか常に点検するものとする。
- 3 所属長は、人事異動により正責任者及び副責任者を変更した場合並びに公示業務の追加、改正又は廃止がある場合は、公示業務一覧表を変更するものとする。
- 4 所属長は、公示業務一覧表を作成又は更新した場合は、警務部警務課長(以下「警務課長」という。)に公示業務一覧表を送付するものとする。

### 第5 公示業務適正遂行チェックシート

- 1 公示業務に係る事務を行う場合は、その都度、公示業務適正遂行チェックシート(別記様式第2号。以下「チェックシート」という。)を作成するものとする。
- 2 チェックシートは、副責任者、正責任者の確認を経て、所属長の承認を受けるものとする。
- 3 所属長は、承認したチェックシートを公示文書の施行日のおおむね1週間前までに警務課長に送付するものとする。

### 第6 告示番号の交付

警務課長は、所属長から送付を受けたチェックシートの内容を精査し、公示業務が適正に履行されているか確認した上で、当該所属長に対して告示番号を交付するものとする。

### 第7 その他

公示業務管理制度の運用に関する事務は、警務課企画係において処理するものとする。